

住宅宿泊事業法による民泊を計画する方へ

「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」において、住宅宿泊事業法による民泊の取り扱いを変更しました。

家主不在型の制限を見直しましたので、ぜひご相談ください。

変更前) 家主不在型は「ホテル・旅館」の取り扱いのため、立地できるエリアが狭かった。

変更後) 家主不在型は、家主居住型と同様に「住宅等」と扱い、立地できるエリアが広くなった。



- ※ 詳しくは、ご相談ください。なお、ご相談の際は、計画建物の場所と計画内容をお知らせください。また、構造や意匠について注意事項があります。
- ※ 事業を円滑に行うためには、周辺住民の方のご理解が不可欠です。事業者から事前に周辺住民の方に対し、住宅宿泊事業を行う旨の説明を行ってください。
- ※ 住宅宿泊事業法に基づく届出等が別途必要です。関係法令を遵守してください。
- ※ 他の法令による宿泊用途(例:旅館業法など)の取り扱いに変更はありません。

お問い合わせ先
伊賀市役所 本庁3階
建設部 都市計画課 開発指導室 Tel.0595-22-9733